

東京都地域医療対策協議会看護人材部会 ワーキンググループ  
令和2（2020）年10月7日

## 准看護師教育の課題

- 1 准看護師制度におけるカリキュラムと教育内容
- 2 准看護師に期待できる能力

隣接職種「介護福祉士」の能力と比較

国際医療福祉大学大学院  
坪倉 繁美

# 准看護師教育の課題は隣接職種と比較して検討

## 1 准看護師の制度上の位置づけ

- (1) 「保健師助産師看護師法」における准看護師の資格と業務
- (2) 准看護師資格獲得の教育制度
- (3) 准看護師教育の基本的考え方と教育内容の概要

## 2 介護福祉士の制度上の位置づけ

- (1) 「社会福祉士及び介護福祉士法」における介護福祉士の資格と業務
- (2) 介護福祉士資格獲得の教育制度
- (3) 求められる介護福祉士像と教育内容の概要

# 保健師助産師看護師法 昭和23年制定

## 【看護師の定義】 第5条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

## 【准看護師の定義】 第6条

この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて前条（第5条）に規定することを行うことを業とするものをいう。

# 社会福祉士及び介護福祉士法 昭和62年制定

## 【定義】 第2条 2

この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むものに必要な行為であって、医師の指示のもとに行われるもの（厚生労働省令に定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。））を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等という）を業とする者をいう。

\* 第42条第1項の登録とは、介護福祉士の登録の事項

# 看護教育制度図(概念図)

平成27年

平成28年合格者数

看護師	55,585人
助産師	2,003人
保健師	7,901人

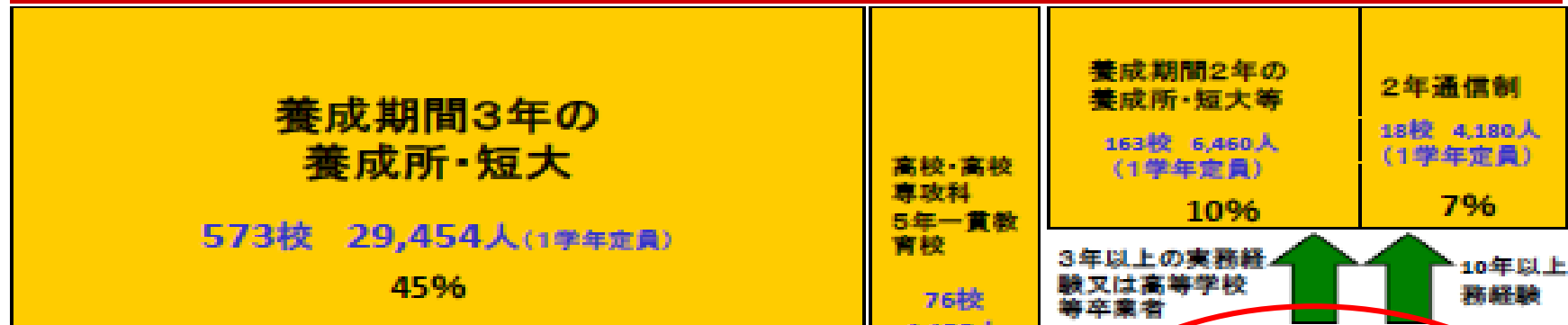
## 保健師・助産師国家試験受験資格

保健師養成所・大学院・短大専攻科 33校 888人 (1学年定員)

助産師養成所・大学院・大学専攻科/別科・短大専攻科 113校 1,810人 (1学年定員)

1年以上

## 看護師国家試験受験資格



3年以上

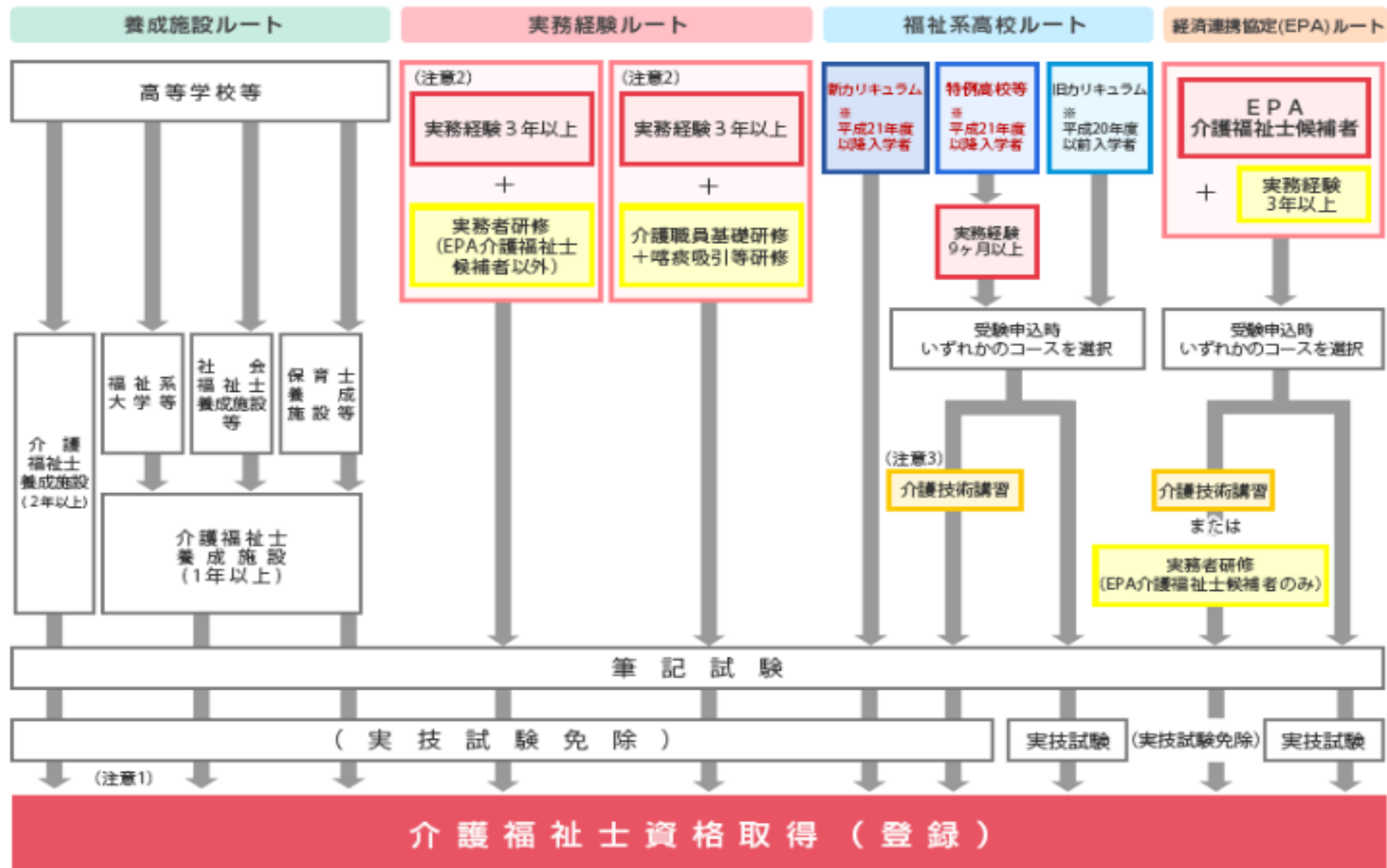
高等学校卒業

中学卒業

准看護師試験受験資格

准看護師養成所・高校  
※養成所は2年、高校は3年  
234校 10,697人 (1学年定員)

# 介護福祉士の教育と資格取得



## 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等（改正案）

### 准看護師教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表4  
 准看護師教育の基本的考え方、留意点等 (改正案) つづき

教育内容		時間数	留意点
基礎分野	論理的思考の基礎	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術 (ICT) の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。
	人間と生活・社会	35	保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。
	小計	70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。  疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。  准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。
	栄養	35	
	薬理	70	
	疾病の成り立ち	105	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35	
	小計	350	
専門分野	基礎看護	385	看護の基礎となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。  患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。  根拠を理解した上で、自立/自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。  患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。  各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。
	看護概論	70	
	基礎看護技術	245	
	臨床看護概論	70	
	成人看護	210	
	老年看護		
	母子看護		
	精神看護		
	小計	735	
	臨地実習	735	
基礎看護	210		
成人看護	385		
老年看護			
母子看護			
精神看護			
小計	735		
総計		1,890	



## 求められる介護福祉士像

### ＜ 平成19年度カリキュラム改正時 ＞

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

社会状況や  
人々の意識の  
移り変わり、  
制度改正等

### ＜ 今回の改正で目指すべき像 ＞

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

高い倫理性の保持



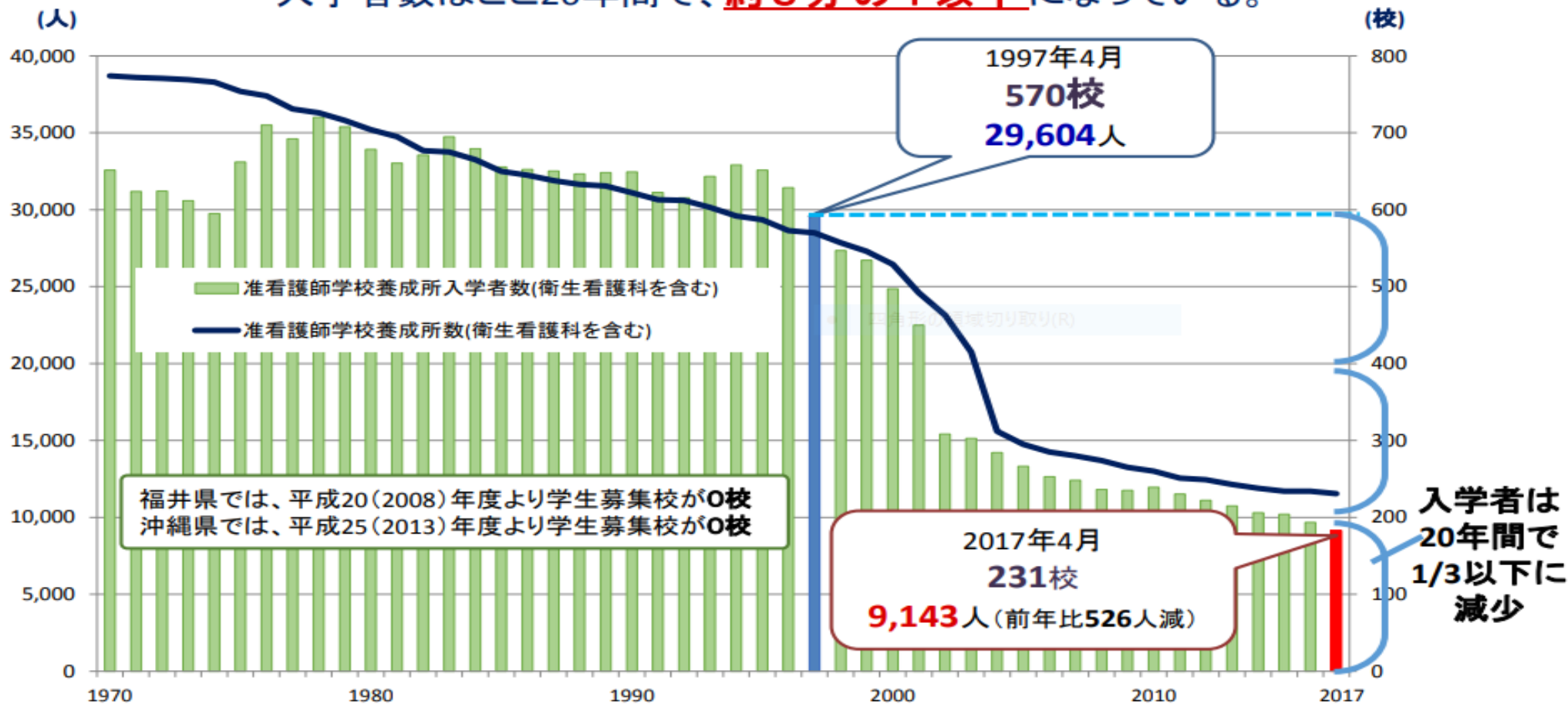
# 准看護師の就業について

資料 公益社団法人日本看護協会ホームページより

- 准看護師養成の推移
- 准看護師学校養成所の卒業状況
- 看護師および准看護師の就業者数の推移
- 准看護師の求人状況

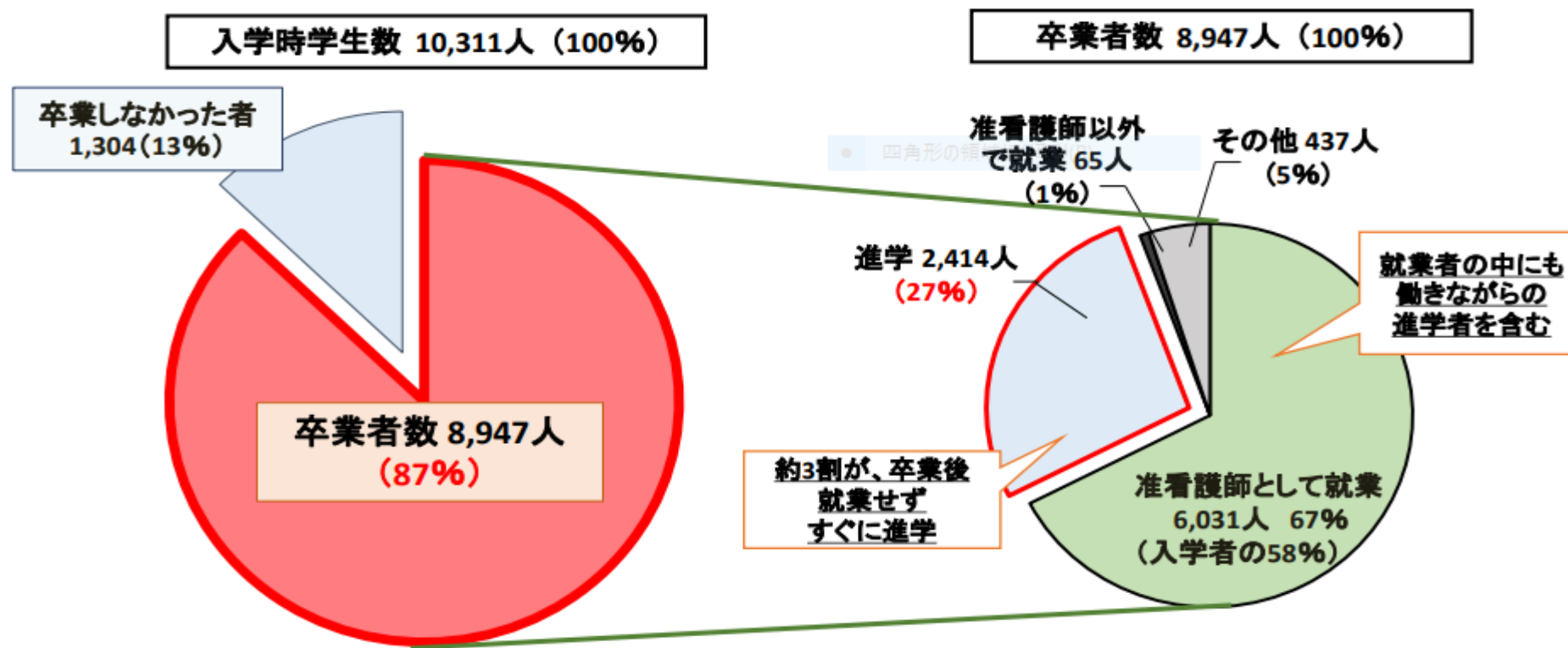
# 准看護師養成の推移①

准看護師学校養成所数と入学者数は減少しており、  
入学者数はここ20年間で、**約3分の1以下**になっている。



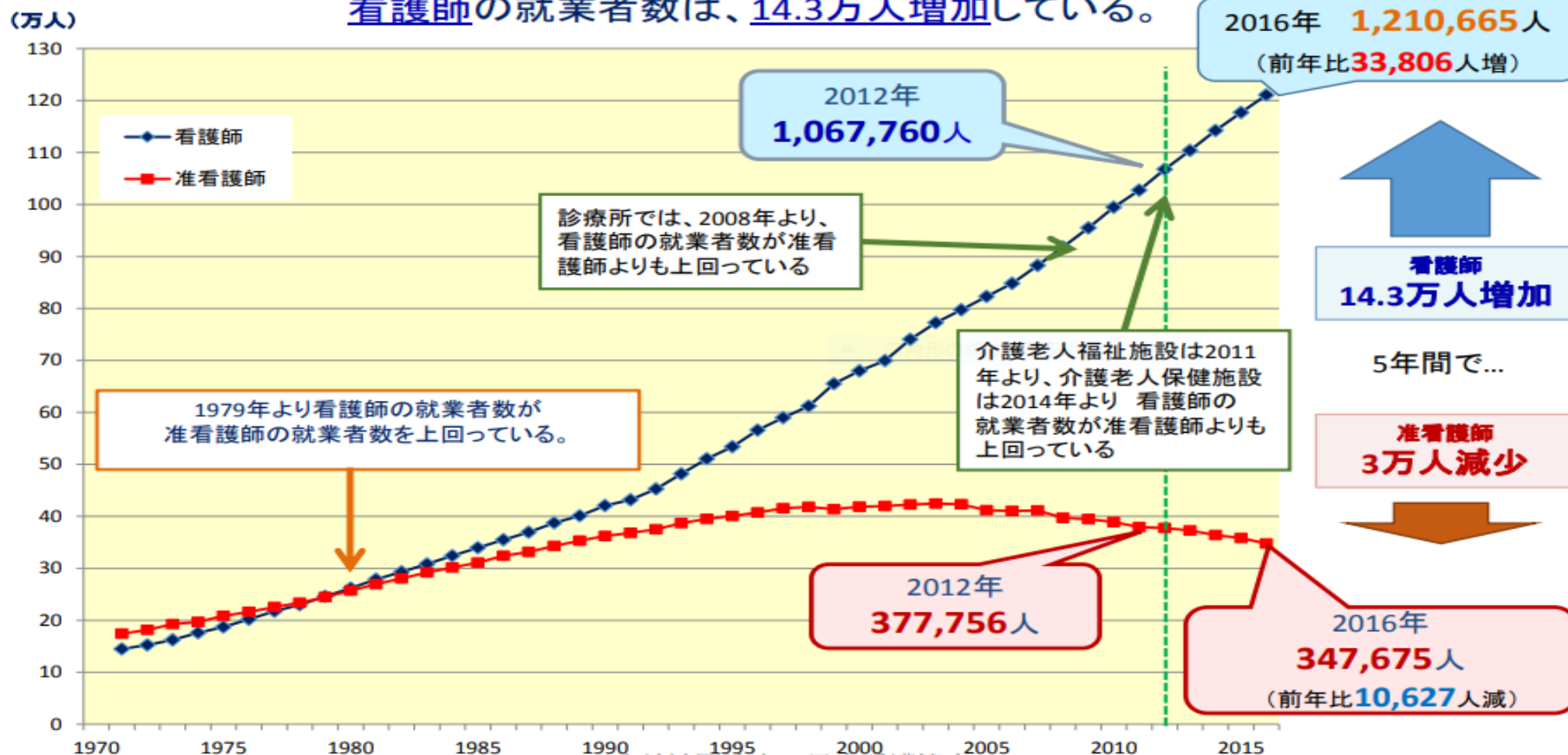
## 准看護師学校養成所の卒業状況

准看護師学校養成所の卒業生数は、入学時の約87%であり、1割強が退学などで卒業していません。また、卒業後すぐ、准看護師として就業する割合も67%(入学者との比較では58%)と低く、卒業後就業せず、すぐに進学する者が約3割います。



# 看護師および准看護師の就業者数の推移

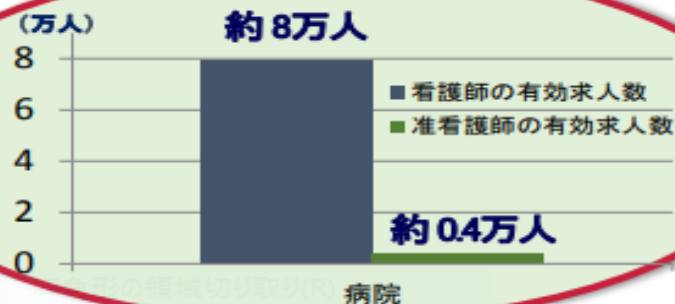
2012年以降のこの5年間で、**准看護師**の就業者数は、**3万人減少**し、**看護師**の就業者数は、**14.3万人増加**している。



# 准看護師の求人状況

准看護師は、看護師と比べて有効求人数が圧倒的に少なく  
労働条件や教育体制、給与など、希望する就職先への就職が難しい状況である。

施設	看護師の有効求人数	准看護師の有効求人数
病院	79,616	4,087
診療所	18,027	2,518
介護・福祉関係 *1	31,413	5,023
訪問看護ステーション	14,573	134
都道府県・保健所	194	0
市町村・保健センター	719	9
保育園・幼稚園	970	29
会社・事業所	3,546	336
健診センター・労働衛生機関	2,033	148
小学校・中学校・高等学校(養護教諭)	632	0
学校・養成所等	2,756	2
その他 *2	8,193	275



\*1 介護・福祉関係: 介護老人保健施設、介護老人福祉施設、デイサービス・デイケアセンター、在宅介護支援センター、ケアハウス・グループホーム・有料老人ホーム、その他社会福祉施設、地域包括支援センター、その他居宅介護支援事業所の合計

\*2 救護(イベント等)、個人(自宅などで看護職を必要としている方)を含む

## 准看護師教育の課題 坪倉のまとめ（案）

- 1 准看護師制度における専門職としての主体性（自律性を含む）について
  - ・主体的な判断力に基づく専門職としての機能を発揮することは、制度上難しい。
  - ・主体的な判断力を発揮するために必要なカリキュラムの体系化ができていない。
  - ・准看護師が保有する能力の限界を見極めて、医師や看護師へ必要な報告を行う。  
必要な報告とは「リスク認知」「成り行きの重症化」の教育が必要
  - ・現状では、准看護師資格取得では満足できず、看護師資格を得るために大半は進学している。
- 2 准看護師が有している能力に対する社会のニーズの実態
  - ・現在、介護・福祉関係からの求人はあり、就職している。
  - ・介護・福祉関係の現場では、介護福祉士との仕事の競合がある。  
（日常生活援助、コミュニケーション力、生活・状況に応じた支援）
  - ・介護・福祉関係の現場で、看護の主体性や判断力を発揮できるほどの立場や能力は期待されていない。
  - ・高齢者の生活や在宅療養をイメージした教育の内容が不十分である。
- 3 現行の制度の中での活躍の模索
  - ・多職種との関係の中で優位性、特に介護福祉士との関係での優位性を模索する。
  - ・現行の職種イメージの延長線ではなく、他分野・領域での活躍を検討する。